

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

別表9の項中「から第4項まで」を「、第3項および第5項」に、「および」を「ならびに」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。